

令和 7 年 度

尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整
理事業特別会計予算書

令和 7 年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地地区画整理事業
特別会計予算総括表

歳 入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	構 成 比
1 保留地処分金	32,000	34,000	△2,000	15.8%
2 使用料及び手数料	2	2	0	0.0
3 国庫支出金	29,500	0	29,500	14.5
4 繰入金	113,644	164,376	△50,732	56.0
5 仮清算徴収金	1	1	0	0.0
6 繰越金	1,000	1,000	0	0.5
7 諸収入	313	213	100	0.1
8 市債	26,500	97,500	△71,000	13.1
歳 入 合 計	202,960	297,092	△94,132	100.0

歳 出

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	構 成 比
1 総務費	14,424	13,473	951	7.1%
2 事業費	169,914	258,354	△88,440	83.7
3 仮清算交付金	491	747	△256	0.3
4 公債費	17,131	23,518	△6,387	8.4
5 予備費	1,000	1,000	0	0.5
歳 出 合 計	202,960	297,092	△94,132	100.0

令和 7 年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業
特別会計歳入歳出予算整理表

歳 入 (単位 千円)

当初及び補正予算 議決年月日		当 初 令和 7 年 3 月 日	第 1 号 令和 年 月 日	第 2 号 令和 年 月 日	第 3 号 令和 年 月 日	第 4 号 令和 年 月 日	第 5 号 令和 年 月 日
1 保留地処分金	補正 現計	32,000					
2 使用料及び手数料	補正 現計	2					
3 国庫支出金	補正 現計	29,500					
4 繰入金	補正 現計	113,644					
5 仮清算徴収金	補正 現計	1					
6 繰越金	補正 現計	1,000					
7 諸収入	補正 現計	313					
8 市債	補正 現計	26,500					
歳 入 合 計	補正 現計	202,960					

小牧市議会議案第 4 1 号

令和 7 年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業 特別会計予算

令和 7 年度小牧市の尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 202,960 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

小牧市長 山 下 史 守 朗

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 保留地処分金		32,000 千円
	1 保留地処分金	32,000
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 国庫支出金		29,500
	1 国庫補助金	29,500
4 繰入金		113,644
	1 一般会計繰入金	113,644
5 仮清算徴収金		1
	1 仮清算徴収金	1
6 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
7 諸収入		313
	1 預金利子	1
	2 雑入	312
8 市債		26,500
	1 市債	26,500
歳 入 合 計		202,960

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		14,424 ^{千円}
	1 総務管理費	14,424
2 事業費		169,914
	1 事業費	169,914
3 仮清算交付金		491
	1 仮清算交付金	491
4 公債費		17,131
	1 公債費	17,131
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		202,960

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 26,500	証書借入 又は 証券発行	% 4.5以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。
計	26,500			